

諮問日：平成29年4月17日（平成29年度（最情）諮問第11号）

答申日：平成29年7月24日（平成29年度（最情）答申第22号）

件名：最高裁判所と特定の団体との間の座談会等に係る文書の一部開示の判断に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

平成28年中に実施された最高裁判所と特定の団体（以下「本件団体」という。）との間の座談会，懇談会等に関する文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，別紙記載の各文書（以下「本件各対象文書」という。）を対象文書として特定し，その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成29年3月10日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 本件団体側の出席者は裁判所書記官という公務員であるから，その肩書及び氏名は公務員の職務の遂行に係る情報といえる。平成26年度の座談会については，本件団体からの質問事項及び議事録が開示されており，これらの文書のうち本件団体側の出席者の肩書の記載部分が開示されていた。
- 2 本件各対象文書のほかに議事録が存在するはずである。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 原判断において不開示とした記載部分のうち個人の肩書及び氏名は，それぞれ一体として行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」とい

う。) 5条1号に規定する個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハまでに相当する事情はない。苦情申出人は、公務員の職務の遂行に係る情報といえると主張するが、本件団体は、裁判所書記官等が加入する任意団体であり、私的な団体であるから、その会員が本件団体側の出席者として本件団体の主催する座談会に出席する行為は、私的な行為であり、公務員の職務遂行に係る行為とはいえない。

また、これらの情報は個人識別部分であり、部分開示の余地はない。

- 2 座談会は本件団体の主催で行われたものであり、主催者ではない最高裁判所としては、議事録を作成しておらず、また、本件団体から議事録を取得していない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年4月17日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月24日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年6月9日 本件各対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年7月21日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件各対象文書を見分した結果によれば、本件各対象文書のうち本件団体側の出席者の肩書及び氏名が記載された部分（以下「本件不開示部分」という。）は、法5条1号に規定する個人識別情報と認められ、同号ただし書イからハまでに相当する事情は認められない。

この点について、苦情申出人は、本件不開示部分について、本件団体側の出席者は裁判所書記官という公務員であるから、公務員の職務の遂行に係る情報といえると主張する。しかし、本件団体が任意団体であり、私的な団体であることからすれば、その会員が本件団体の主催する座談会に出席することは、私

的な行為であり、公務員の職務遂行に係る行為とは認められない。

また、本件不開示部分は、いずれも個人識別部分と認められるから、本件各対象文書のうち苦情申出人が開示を求める部分について、取扱要綱記第3の2に定める部分開示をすることは相当でない。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 苦情申出人は、本件各対象文書のほかに議事録が存在するはずであると主張するところ、最高裁判所事務総長は、当該座談会は本件団体の主催で行われたものであり、最高裁判所としては、議事録を作成しておらず、また、本件団体から議事録を取得していないと説明する。

そこで最高裁判所事務総長の上記説明の内容につき検討すると、本件団体が主催者であったことからすれば、最高裁判所において議事録を作成していないことは合理的である。また、当委員会庶務に確認させた結果によれば、最高裁判所として本件団体が作成する議事録等について点検等を行う必要はないとのことであり、本件団体から最高裁判所が議事録を取得していないという上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件各対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件各対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 3 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分が法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められ、最高裁判所において本件各対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長            高   橋            滋

委        員            久   保            潔

委        員            門   口   正   人

別紙

- 1 決裁票
- 2 最高裁判所事務総局人事局長宛ての書簡
- 3 最高裁判所事務総局情報政策課長宛ての書簡
- 4 最高裁判所事務総局総務局長宛ての書簡
- 5 総務局出席者一覧